

第3章 健康福祉のまちづくり

3-1 人にやさしいまち

(1) 子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下は年々深刻化しており、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした環境の変化は、子どもの成長や子育てをめぐる問題を複雑化させており、子育てのしにくさや子どもの遊び場の喪失、児童虐待といった社会問題の大きな要因とも考えられています。

このような社会環境の変化に正面から向き合い、地域社会との連携を図る中で多様なニーズに応えられる施策の展開が求められています。

本町では、すべての子どもと家庭を対象として、高鍋町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「高鍋町次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定しました。これに基づき、安心して就労できるための保育サービスや放課後児童クラブなどの事業、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減するための医療費等の助成、また、在宅で子育てをしている親の孤立、不安、負担感を軽減するための取り組みや、ひとり親世帯、要保護児童対策を実施しています。

町立保育園においては、平成20年3月に策定した「第5次高鍋町行財政改革大綱」に基づき民間移譲の実施に向けた取り組みを進めています。民間移譲により、保育サービスの拡充を図るとともに、今後町が担うべき新たな子育て支援策を推進していく必要があります。

今後は、これらの事業の充実を図るとともに、子育て中の親子の交流や地域で子育てを支援する仕組みづくり、児童虐待を未然に防止する体制づくり、各種相談体制の整備を重視し、安心して子どもを産み、健やかに子育てできる環境を整備する必要があります。

○保育園入所児童数の推移

(単位:人)

施設名		定員	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
町立	わかば保育園	120	79	94	92	97
	上江保育園	90	64	59	69	73
	持田保育園	60	36	46	48	48
	町立計	270	179	199	209	218
私立	なでしこ保育園	60	62	67	68	67
	にしん保育園	45	51	45	51	46
	やまばと保育園	60	67	69	69	67
	明倫保育園	80	69	99	87	87
	私立計	245	249	280	275	267
合 計		515	428	479	484	485

資料:健康福祉課調(各年4月1日現在)

○特別保育の状況

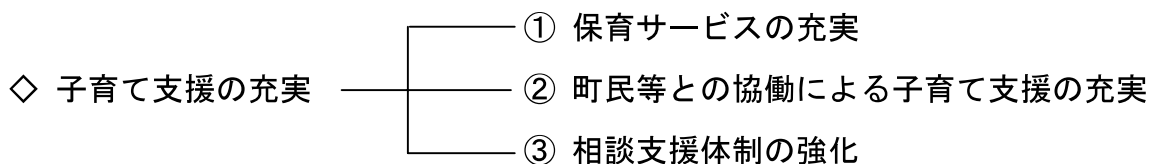
事業名 施設名		延長	一時	休日	乳児	障害児	エコ	放課後
町立	わかば保育園	○	○			○	○	
	上江保育園	○	○			○		○
	持田保育園	○	○			○	○	
私立	なでしこ保育園	○	○		○	○	○	○
	にっしん保育園	○	○		○	○		○
	やまばと保育園	○	○		○	○		
	明倫保育園	○	○	○	○	○		

※延長：延長保育事業、一時：一時保育事業、休日：休日保育事業、乳児：乳児保育事業

障害児：障害児保育事業、エコ：エコ保育事業（県知事認可）、放課後：放課後児童クラブ

資料：健康福祉課調（平成21年4月1日現在）

【施策の体系】



【施策の方向】

① 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応するためには、保育サービスの利用状況や国・県の動向を的確に捉えながら、より一層保育サービスを充実させていく必要があります。

このため、保育園においては、家庭の状況に応じた様々な保育需要に対応するため、延長保育や一時保育、休日保育、乳児保育、障がい児保育などのさらなる充実を図り、誰もが必要ときに安心して利用できるような柔軟な保育サービスの提供に努めます。

幼稚園においても、預かり保育や園庭開放を推進するとともに、地域で子育て中の親に対する教育相談の充実に努めます。

昼間保護者が家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のニーズが高まっています。現在、町内保育園3箇所、幼稚園1箇所、小学校1箇所の合計5箇所で実施していますが、平成22年度から保育園2箇所、幼稚園1箇所、小学校2箇所の合計5箇所で実施します。

また、現在町内に1箇所ある児童館も年々利用者が増加しています。

今後、ますます利用者が増加することが想定されることから、放課後児童クラブの設置場所や増員に向けた検討を行い、関係機関と連携しながら放課後児童対策を推進していきます。

② 町民等との協働による子育て支援の充実

子育てに悩みや不安を持つ家庭、特に、在宅で子育てを続けている親の不安・負担を軽減することは、子どもの健やかな成長を図る上で大変重要です。

子育て中の親や子どもが気軽につどい、子ども同士を遊ばせながら、親同士も安心した雰囲気の中で相談や意見交換ができる地域子育て支援センター事業を支援するとともに、育児について気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、世代間交流や育児サークル等の育成に努めます。

また、町内の小学校・幼稚園・保育園・事業所・各種団体・地域等が同じ視点に立って、地域ぐるみで子育て支援をより効果的に推進するため、平成19年2月に高鍋町子育て支援ネットワークを設置しました。今後は、これまで実施してきた子育て応援フェスティバルの開催や、高齢者クラブ等がボランティアにより小学生の登下校を見守る高鍋明倫みまもり隊、平成20年10月に開始した高鍋町ファミリーサポートセンター事業など地域の人材を活用した地域ぐるみによる子育て支援に積極的に取り組んでいきます。

また、子育て支援を担うNPO法人等の団体や人材の育成・支援に努めていきます。

【解説】

- ◆「高鍋町ファミリーサポートセンター」 … センターに登録した「おねがい会員」が、仕事の都合や育児疲れ、急用などにより、しばらくの間子どもを預かってほしい場合、センターを通じ「おたすけ会員」に有料で子どもを預かってもらえるシステム。
- ◆「おねがい会員」 … 高鍋町内に在住・勤務・在学中で、原則として生後3ヵ月～小学生までの子どもを持ち、センターが実施する説明会に参加された方。
- ◆「おたすけ会員」 … 高鍋町内に在住の心身ともに健康な20歳以上の方で、センターが開催する養成講座を受講し、自宅で安全に子どもを預かることができる方。

③ 相談支援体制の強化

児童手当（平成22年4月からは子ども手当）や乳幼児医療費助成など、子育てを支援するための各種助成制度の充実を図るとともに、児童や家庭における様々な問題に対し、家庭相談、保健衛生相談、療育相談などの各種相談体制の整備を図ります。

また、ひとり親家庭や寡婦世帯の自立した生活支援や、児童虐待など要保護児童の適切な保護を図るため、家庭相談員、母子相談員、民生委員児童委員及び関係機関との連携強化による相談指導体制の整備を図ります。

【役割分担】

行政の役割	○子どもの遊び場の整備や子育て支援体制の充実を図り、児童の健全な育成に努めます。 ○児童や家庭に関する相談体制の整備を図ります。 ○町民のニーズに対応した保育サービスや子育て支援事業の充実を図ります。
町民や事業者等の役割	○将来を担う子どもを大切にし、地域ぐるみで子育てに取り組めます。 ○事業所等は、仕事と家庭の両立を積極的に支援します。

（２）高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本町における平成17年国勢調査（10月1日現在）人口は22,522人で、うち65歳以上の人口は5,048人（全体の22.4%）となっており、すでに本町は超高齢社会（高齢化率20%以上）を迎えています。

このような高齢化の進行と同時に、核家族化に伴う一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、また、寝たきりや認知症などの要介護高齢者も増加傾向にあります。

要介護高齢者を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月からスタートし、平成18年4月には改正介護保険法が施行され、予防重視型システムへの転換が図られました。

今後とも介護保険の円滑な運営を図るため、介護支援専門員の資質向上、居宅サービスや施設サービスの質的向上を図る必要があります。

また、高齢者の生きがいを支援するため、高齢者クラブ活動の活性化、各種スポーツや趣味活動の促進、シルバー人材センターの充実を図る必要があります。

さらに、高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいと喜びを感じながら、活力に満ちた暮らしを営んでいくためには、福祉・保健・医療の総合的なサービスの提供及び関係機関の連携が重要となっています。

○要介護認定者数

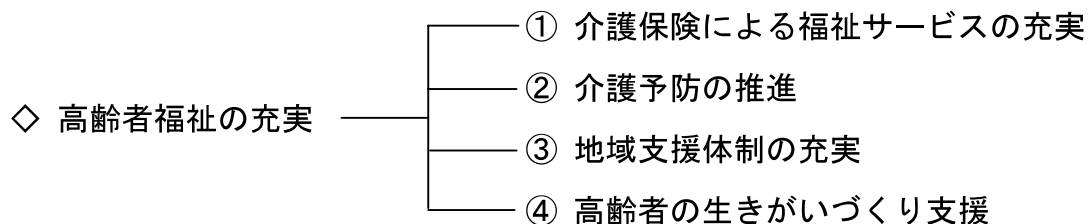
（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
要支援1	128	157	101	82
要支援2			101	104
要介護1	175	184	129	167
要介護2	56	66	88	86
要介護3	67	80	88	104
要介護4	68	57	60	79
要介護5	83	84	98	92
合 計	577	628	665	714

※要支援1・2の区分は、平成20年度から

資料：健康福祉課調（平成21年4月1日現在）

【施策の体系】



【施策の方向】

① 介護保険による福祉サービスの充実

介護保険事業を円滑に運営していくため、介護支援専門員やホームヘルパー、行政組織の専門職など、サービスを提供する人材の確保に努めます。また、サービスの必要供給量を把握し、必要なときに必要なサービスが受けられる体制整備に努めます。

介護サービスに関する相談・苦情への対応については、総合相談窓口の設置も視野に入れ、関係機関との連携を図りながら体制整備を進めます。

② 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを、包括的・継続的に提供していく必要があります。

そのため、高鍋町地域包括支援センターを介護予防の拠点として、要支援・要介護に該当しない方の介護予防サービスの相談・計画や、要支援1・2と認定された方の新たな介護予防サービス(新予防給付)など、適切なサービスが継続して利用できるための体制整備を進めるとともに、権利擁護の観点から対応が必要な高齢者等の支援を行います。

また、高齢者の健康状態や生活実態に合った介護予防プログラムや、健康づくりのための運動教室など、介護予防の充実を図ります。

③ 地域支援体制の充実

在宅で介護する家族（介護者）の負担が軽減されるよう、在宅福祉サービスの利用支援や各種サービスの情報提供を行うとともに、地域に密着した支援体制を確立するため、高鍋町地域包括支援センターを中心として、自治公民館、ボランティア、事業者、NPO法人など、福祉関係団体等との連携した取り組みを強化します。

④ 高齢者の生きがいづくり支援

平均寿命の伸びによって、定年退職後の人生は20～30年にもおよび、高齢期は人生の重要な一時期となっています。また近年、団塊世代の退職期を迎えており、高齢者の社会参加促進については、町の活性化においても大きな課題となっています。

退職後の自由な時間を利用して、学習、文化、スポーツ、ボランティア活動など、高齢者が気軽に参加し継続できる様々な活動の場や、町政への政策提言や町政参画の機会の提供などを図り、高齢者が社会の一員として誇りを持ち、長年の知識や経験を活かせるような社会参画を促進します。

また、高齢者クラブの活動支援や、シルバー人材センター等との連携による雇用対策を推進します。

【役割分担】

行政の役割	○適正な介護サービスの円滑な提供に努めます。 ○介護予防や生活支援に関する事業を推進します。 ○高齢者の生きがいづくりを推進します。
町民や事業者等の役割	○高齢者は自分の健康づくりや介護予防に努めます。 ○介護サービス事業者は、利用者が満足する質の高いサービスの提供に努めます。 ○町民一人ひとりが、高齢者の自立した生活を見守り支援します。

(3) 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

障がい者を取り巻く状況は、ここ数年大きく変化しています。

平成15年度には、ノーマライゼーションの理念に基づき、それまで行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から「支援費制度」に移行しました。

この支援費制度においては、障がい者の自己決定が尊重され、障がい者自らがサービスを選択し、事業所との契約によりサービスを利用する仕組みになりました。これにより、障がい者福祉施策は飛躍的に充実しましたが、より一層の充実を図るため、平成18年4月「障害者自立支援法」が施行されました。

「障害者自立支援法」が施行されたことにより、身体障害・知的障害・精神障害などの障がいの種別によらず、必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化が図られました。その一方で、障がい者がサービスを利用した際の利用者負担が、所得に応じた応能負担から原則1割の定率負担に変わりました。市町村においては、地域生活支援事業が始まるなど、その責務がより重いものになってきました。

本町においても、「高鍋町障害者計画」及び「高鍋町障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、障害者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスの推進に努めています。

今後とも、障害者自立支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業の福祉サービスを充実させるとともに、地域生活や就労の支援を強化していく必要があります。

障がい者が社会の一員として住み慣れた地域の中でいきいきと暮らし、積極的に社会参加ができる環境の整備が求められています。

○身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
種 類 別	視覚障害	83	83	86	84
	聴覚・平衡機能障害	77	75	77	77
	音声・言語・そしゃく	13	14	12	13
	肢体不自由	510	518	529	553
	内部障害	317	331	358	363
	合 計	1,000	1,021	1,062	1,090
等 級 別	1級	275	287	301	304
	2級	179	180	173	176
	3級	167	165	171	178
	4級	242	258	288	301
	5級	80	76	74	75
	6級	57	55	55	56
	合 計	1,000	1,021	1,062	1,090

※各年度とも3月31日現在のデータ。

資料:健康福祉課調(平成21年4月1日現在)

○療育手帳所持者数

(単位:人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年齢別	18歳未満	45	50	57	49
	18歳以上65歳未満	87	87	116	132
	65歳以上	5	4	4	4
	合 計	137	141	177	185
等級別	重度者(A)	68	66	78	81
	軽度者(B)	69	75	99	104
	合 計	137	141	177	185

※各年度とも3月31日現在のデータ。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
等級別	1級	7	6	6	4
	2級	50	41	41	47
	3級	12	9	10	11
	合 計	69	56	57	62

※各年度とも3月31日現在のデータ。

資料:健康福祉課調(平成21年4月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者が有する能力及び適性に応じて、地域社会で自立を目指し、積極的に社会参加ができる社会を構築するためには、障がい者に対する理解と認識を深めることが重要です。

障がい者は社会の中で特別な存在ではなく、健常者と対等な社会の構成員であるという意識づけを行っていきます。特に、精神障害への理解については、地域住民の偏見や誤解を取り除き、知識の啓発を図ります。

このため、広報活動や福祉教育、ボランティア活動を推進するとともに、障がいの有無に関わらず共に参加し、相互理解を深めることができるよう、ふれあいや交流の場の拡充を図ります。

町の地域生活支援事業として、障がい者の相談支援、重度障がい者の移動支援、手話通訳者派遣等のコミュニケーション支援事業を推進します。

このほか、障がい者の積極的な社会参加を促進するため、建物や道路、公園等のバリアフリー化や、スポーツ・レクリエーション、文化活動などの参加機会の拡充を図るとともに、高鍋公共職業安定所や関係機関との連携、事業主への啓発により、雇用機会の拡大に努めます。また、障害者雇用コーディネーターとの連携を図り、就労促進に努めます。

② 在宅福祉の充実

障がい者が在宅で安心して生活を営むことができるよう、高齢者福祉事業との連携を図りながら、障がい者のニーズに対応した居宅介護、重度訪問介護、短期入所、児童デイサービス等のサービス内容の周知を図り、これらの利用促進に努めます。

また、障がい者と介護者の在宅時の負担を軽減するため、補装具や日常生活用具などの給付事業や住宅改造助成事業の充実を図ります。

③ 施設福祉の充実

障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化などを踏まえて、様々な障がい者が利用できるように施設の充実を図る必要があります。しかしながら、高鍋町だけで施設の充実を図ることは難しいため、広域市町村の施設と協力して施設サービスの充実・提供を図られるよう努めます。

また、施設等有する専門的な機能と専門スタッフを活用し、相談・療育支援を行うなど、既存の障がい者施設を、各種在宅サービスの拠点とした体制づくりを進めます。

【役割分担】

行政の役割	○障がい者への理解を深めるため、啓発活動や交流活動、ボランティア活動支援等を積極的に推進します。 ○ユニバーサルデザインによる障がい者の生活環境の整備を推進します。 ○障がい者のスポーツ・レクリエーション・文化活動を推進し、参加機会の拡充に努めます。 ○福祉施設や高齢者の福祉サービスなどと連携しながら、障がい者の福祉サービス利用を促進します。 ○障がい者の就労機会の確保（町職員採用）に努めます。
町民や事業者等の役割	○障がいのある人は、積極的に社会に参加し、生活の自立を目指します。 ○障がいのある人への理解を深め、共に助け合い、障がい者の自立を支援します。 ○事業主は、障がい者の就労機会の確保に努めます。

（４）地域福祉活動の推進

【現状と課題】

本町の生活保護世帯は、平成21年4月30日現在で193世帯（272人）となっており、年々増加傾向にあり、特に高齢者世帯の占める割合が高くなっています。

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を営める地域社会を形成するためには、「自助・共助・公助」の精神に基づき、高齢者、障がい者、低所得者など社会的弱者の立場を理解し、それぞれの実態に即した対応策を講じるとともに、地域の社会資源を活かした福祉サービスを提供するなど、地域ぐるみで助け合い、支えあう必要があります。

また、町民一人ひとりが地域福祉の担い手としての役割を果たすことが重要であり、社会福祉協議会や民生委員児童委員、各種福祉施設、ボランティア等の活動及び相互の連携を推進する必要があります。

○高鍋町の生活保護の推移

（単位：人）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口	22,310	22,300	22,259	21,985	22,350	22,246	22,186	22,062
世帯	8,606	8,724	8,707	8,539	8,539	8,951	9,066	9,101
保護人数	193	212	211	216	216	242	249	272
保護世帯	124	134	144	146	153	171	179	193
保護率	8.65	9.51	9.48	9.82	9.66	10.88	11.22	12.33

※保護率とは、人口1,000人当たりの保護人数。

資料：宮崎県生活保護速報（各年4月30日現在）

【施策の体系】

◇ 地域福祉活動の推進 ————— ① 地域福祉活動の推進

【施策の方向】

① 地域福祉活動の推進

共に助け合い、支えあい、安心して暮らせる地域社会を築くため、社会福祉協議会を中心に、民生委員児童委員、ボランティア等との密接な連携を図りながら、就業や生活相談の充実、経済的自立の助長、生活意欲の向上喚起を促進します。

疾病・障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯など、経済的自立が困難な世帯に対しては、生活保護制度に関する適切な指導とともに、自立に向けた支援を行います。

また、地域におけるボランティア等の人材育成を図り、地域の福祉力の向上を目指します。

【役割分担】

行政の役割	○社会福祉協議会の充実に向け、指導育成に努めます。 ○地域における福祉活動の体制づくりや人材養成を推進します。
町民や事業者等の役割	○共に助け合い、支えあい、安心して暮らせる地域社会をみんなで築きます。 ○地域の福祉活動に積極的に参加します。

（５）人権の尊重

【現状と課題】

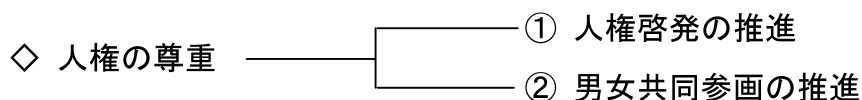
人権は、人は生まれながらにして自由かつ平等であるという普遍的原理に基づく権利であり、すべての人に保障されているものです。

本町においても、人権に関する教育や啓発活動は、学校教育や社会教育など様々な場面で取り組んでいますが、今なお人権に関する問題が存在しており、人権を尊重する意識が浸透しているとはいえない状況にあります。

この状況を改善するためには、町民一人ひとりが人権尊重の理念やその重要性を認識し、それが日常生活の中で態度や行動として現れるよう、人権教育や啓発の場を家庭、学校、地域で進める必要があります。

本町には、地域婦人連絡協議会、児湯農業協同組合や高鍋商工会議所の女性会など女性団体があり、各種審議会等の委員やイベントに参画するなど、男女共同参画社会づくりに努めているところですが、さらに女性がその能力を十分に発揮することができる環境づくりを進める必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 人権啓発の推進

家庭、学校、事業所、地域社会などを通じて、幼児から高齢者までその発達段階等を踏まえた効果的な人権教育、啓発の推進を図ります。そのため、国・県・NPO法人など民間団体等との連携強化に努めます。

また、人権教育・啓発に関する研修等を通じて、人権問題に関わる指導者の育成を図るとともに、人権侵害被害者の救済措置として、人権擁護委員等による相談体制を充実します。

② 男女共同参画の推進

本町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていくため、各種審議会委員への女性の積極的な登用を図ります。

また、男女共同参画や多様な生き方を認める社会づくりなどについて、パンフレットなどを活用して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、男女共同参画について学習・啓発活動等を行う女性団体の結束を促し、活動拠点の確保を行うなど、活動を支援します。

【役割分担】

行政の役割	○人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。 ○各種審議会委員や町女性職員の管理職登用など、性別を問わない人材の活用・登用に努めます。
町民や事業者等の役割	○人権を尊重する態度や行動を身につけます。 ○事業者は、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指します。

3-2 健康に暮らせるまち

(1) 生涯にわたる心身の健康づくり

【現状と課題】

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来を迎え、年金、医療、介護など社会保障制度改革が進められ、町民生活も影響を受けています。平成20年度から施行された後期高齢者医療制度や、医療保険者に実施が義務付けられた特定健康診査、特定保健指導などの新制度については、その円滑な運用に努めているところです。

平成20年度の国民健康保険特定健康診査の受診状況は、対象者数4,549人中、受診者数1,359人で、受診率は29.9%となっています。

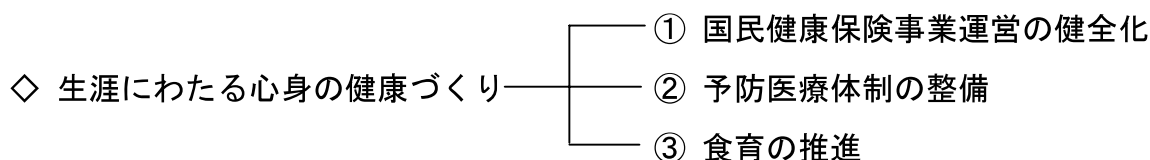
社会保障制度が将来にわたり安定的に持続されるためには、町民一人ひとりが制度を正しく理解し、自己の健康管理意識の向上、病院や検診等の適正受診、保険税（料）の収納率向上など、収支両面にわたり適正な運営を行っていく必要があります。

本町においては、高齢化や医療技術の高度化、一人当たりの医療費の増加などにより年々増大する医療費の適正化を図るため、健康づくりセンターを中心とした保健活動として生活習慣病の早期発見・早期治療に結びつけるための特定健診やがん検診の実施、妊婦・乳幼児の健康診査事業や訪問事業、母親学級・育児学級等の開催、温水プールを活用した健康づくり教室など、様々な事業に取り組んでいます。

また、生活習慣病の予防など健康な生活を維持するためには毎日の食生活が重要なため、平成20年度に「高鍋町食育推進計画」を策定し、家庭・学校・地域等のあらゆる場面で食育の推進に向け取り組みを進めているところです。

今後は、「行政主体の健康づくり」から、町民が自ら健康になろうとするために必要な情報・手段等を提供していく「町民主体の健康づくり」への転換を図り、これまで検診を中心に行ってきた生活習慣病対策に加え、元気な高齢者を目指した生活機能低下予防対策に力を入れていく必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 国民健康保険事業運営の健全化

国民健康保険事業の制度や厳しい現状を被保険者に理解してもらえよう、広報等による普及啓発活動を行うとともに、同一月内に複数の医療機関を受診しているなど改善が必要な被保険者を対象として保健師による訪問指導を行うなど、医療費の適正化に努めます。

また、国保税率の見直しや保険税の収納率向上など収支両面にわたる適正化を図り、国保事業運営の健全化に努めます。

② 予防医療体制の整備

時代は今、「治療」から「予防」へと変わりつつあります。

健康な時期には、栄養・運動・休養など生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育等により健康増進を図るとともに、予防接種等による疾病の発生予防や、事故防止による傷害の発生防止に取り組むなど、町民自らと社会全体の支援によって健康づくりに取り組む必要があります。また、不幸にして発生した疾病等については、健診等により早期発見し、早期治療や保健指導などの対策を行うことが重要です。

生活習慣病を予防する重要性や健診の意義を理解してもらえよう、広報や様々な機会を通じた未受診者対策を行うとともに、被保険者が受診しやすい健診・保健指導体制をつくり、生活習慣病の予防と特定健診受診率の向上に努めます。

また、特定保健指導については、要保健指導者の継続的フォロー、優先順位・支援方法の適正化を図るとともに、そのために必要な保健師・栄養士の配置など、その人材確保と資質向上に努めます。

また、生涯にわたる心身の健康づくりを推進するため、各種保健事業の充実に努めます。特に、妊産婦や乳幼児を対象とした母子保健活動は、子育て支援の充実や虐待予防の観点からも重要であり、その時期の基本的な生活習慣や療育環境がその後の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を与えることから、健康づくりセンターを中心とした各種保健事業を展開していきます。

③ 食育の推進

すべての町民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らしていくためには、毎日の生活に欠かせない「食」について改めて見直し、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めながら、家庭、学校、地域等あらゆる場面で食育の推進に取り組んでいく必要があります。

食育の意義や必要性を周知するため、食に関するイベントの開催、情報提供などによる普及啓発活動、関係団体が食育活動を推進するための支援を行うなど、高鍋町食育推進計画に基づく食育推進運動を町全体で展開します。

【役割分担】

行政の役割	○町民の健康づくりのため、健康診査や啓発活動等を推進します。 ○乳幼児健康診査や育児学級、健康教育等の母子保健の充実に図ります。 ○家庭、学校、地域等あらゆる場面で、食育を推進します。
町民や事業者等の役割	○健康への意識を高め、定期的に健康診査を受診します。 ○食生活をはじめ、正しい生活習慣に心がけます。

（２）医療体制の整備

【現状と課題】

安心して医療サービスを受けることができる体制の整備は、町民にとって欠かせない事項の一つです。

本町には、平成20年12月末現在で公的医療施設はなく、私立の病院・医院が22箇所、歯科診療所が12箇所あり、高鍋保健所と連携を図りながら町民の健康管理に当たるとともに、医療機関の協力を得て、各種健康診査、予防行政を実施しています。

救急医療については、宮崎県東児湯消防組合がすべての救急要請に備えています。

本町の救急業務実施状況を見ると、救急出場件数は年間897件（平成19年実績）で年々増加しています。

東児湯5町の平成19年中の医療機関別搬送人員（資料：宮崎県東児湯消防組合消防年報）を見ると、搬送人員総数2,553人中、西都医師会病院が317人（12.4%）と最も多く、次いで、国立病院機構宮崎病院297人（11.6%）、市郡医師会病院268人（10.5%）、海老原総合病院263人（10.3%）の順となっています。また、管内医療機関搬送1,350人（52.9%）、管外医療機関搬送1,203人（47.1%）となっています。

しかしながら、現在、救急医療を担う医師の維持・確保や病院経営等の難しさにより救急医療体制が苦境に立たされています。

本町においても、救急医療体制の整備は喫緊の課題となっています。

○高鍋町の救急出場件数

年次	総数	急病	交通事故	一般負傷	運動事故	自損事故	その他	転院
平成16年	816	—	—	—	—	—	—	—
平成17年	784	—	—	—	—	—	—	—
平成18年	831	458	94	80	10	14	17	158
平成19年	897	506	91	93	11	11	18	167
平成20年	916	499	85	106	8	10	12	196

※その他は、労働災害、加害事故、水難事故、火災事故、自然事故、その他の事故種別の計。

資料：宮崎県東児湯消防組合調 消防年報

【施策の体系】

◇ 医療体制の整備 ————— ① 医療体制の整備

【施策の方向】

① 医療体制の整備

地域住民の保健医療対策を推進するとともに、医師会、歯科医師会、医療機関との連携を図りながら、高度な医療体制・医療施設の整備に努めます。

救急業務については、事故や災害等の緊急時において、初期段階における応急対応の体制を整備するため、消防団員をはじめとする町民の応急手当の技能習得を目的とした講習会の実施や、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発を図ります。

また、高度な救命処置対応が図れるよう、宮崎県東児湯消防組合の体制強化を図るとともに、医療機関への円滑な搬送が可能な救急医療体制の整備に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○町民が適切な医療サービスが受けられるよう、高度な医療体制・医療施設の整備充実を図ります。
町民や事業者等の役割	○かかりつけの医師をもち、症状に合った病院で速やかに診療を受けます。

（３）スポーツ、レクリエーション活動の充実

【現状と課題】

本町におけるスポーツ活動は、スポーツ少年団、自治公民館及び体育協会を中心として活発に行われています。各種スポーツ大会の開催など、個人の主体的な取り組みを促す施策を展開し、町民の健康・体力づくりに努めています。

しかし、参加者の画一化などの問題も見られることから、今後町民のニーズを的確に把握し、誰もが気軽に参加できるスポーツの振興を目指す必要があります。

競技スポーツについては、体育協会を中心としたスポーツ水準の向上に努めています。が、少子化等により、競技人口やクラブ数が減少しています。

社会体育施設は、屋内施設として町スポーツセンター、町体育館、勤労者体育センター、町健康づくりセンター内温水プール、屋外施設として総合運動公園野球場、小丸河畔運動広場及び野球場、町営テニスコート、河川敷運動広場などを整備しており、数多くの個人・団体に利用されています。また、小・中学校の体育館及びグラウンドも一般開放しています。

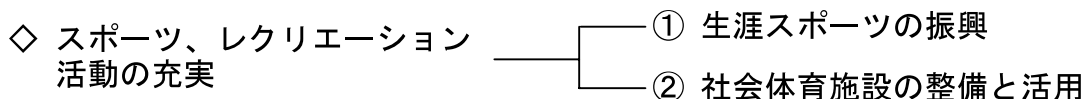
今後は、町民ニーズに応じた施設の計画的整備と既存施設の改修・有効活用に努める必要があります。

○スポーツ、レクリエーション施設一覧

施設名	施設内容
高鍋町スポーツセンター	体育館、テニスコート、弓道場
高鍋町体育館	体育館
高鍋町勤労者体育センター	体育館
高鍋町健康づくりセンター	温水プール
総合運動公園野球場	野球場
小丸河畔運動公園	野球場、多目的広場
小丸川河川敷運動広場	多目的広場

資料：社会教育課調（平成21年4月1日現在）

【施策の体系】



【施策の方向】

① 生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興については、体育協会や体育指導委員協議会、レクリエーション協会などの関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた各種のスポーツ、レクリエーション活動を積極的に展開して、町民の健康増進と体力の向上に努めます。

また、手軽にできるスポーツの導入、団体・指導者の育成支援、障がいのある人のスポーツ活動への参加促進に十分配慮するなど、町民一人ひとりが、自分の体力やレベルに応じて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

競技スポーツにおいては、体育協会をはじめ学校や関係団体への支援を行い、競技力の向上を図ります。

② 社会体育施設の整備と活用

社会体育施設については、既存施設の永続的利用のための維持管理体制を強化するとともに、整備や改善を進め、町民の利便性向上を図ります。

また、各種スポーツ大会やスポーツキャンプのさらなる誘致を積極的に進め、スポーツの普及に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○誰もが気軽にスポーツに親しめる環境の整備に努めます。 ○多くの町民が気軽に参加できるスポーツイベントやレクリエーション活動の開催に努めます。
町民や事業者等の役割	○自主的なスポーツ・体力づくりにより健康を保持します。 ○地域のスポーツ活動に積極的に参加します。 ○社会体育施設はマナーを守って有効に活用します。 ○スポーツ関係団体は、自立した運営に努めます。